

公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第1の「3 施策展開に当たっての基本的な視点」に掲げられた事項のうち、「統計の体系的整備」、「経済・社会の環境変化への対応」について、総合的かつ計画的に講じていく具体的な施策は、以下のとおりである。

なお、本文においては、現状・課題や取組の方向性等を記述し、平成21年度からの5年間に講ずるより具体的な措置・方策、担当府省、実施時期等については、別表に整理した（本文及び別表の整理については、第3及び第4も同様である。）。

（略）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

（略）

(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上

ア 現状・課題等

我が国の医療は、国民皆保険制度の下、高い保健医療水準を維持するとともに、世界最高水準の平均寿命を実現してきた。この公的医療保険制度により賄われる医療費に関する統計は、昭和29年度以降、医療経済における重要な指標の一つとして整備されている。

他方、OECD（経済協力開発機構）は、医療保険対象外の予防・健康関連サービス、医療制度の運営、設備投資等の費用を含めたSHA（国民保健計算の体系（A System of Health Accounts））を国際データ収集の枠組みとして開発し、マクロな保健医療支出推計の国際比較データの収集及び提供を行っており、我が国においても、高齢化の進展を背景にして、疾病予防や健康管理を重視する施策への転換、国民の健康や医療費に対する関心の高まり等により、これまでの公的医療保険制度に係る医療費推計に加えて、医療保険対象外の予防・健康サービス等の費用を含めた国際比較可能な保健医療支出推計に関する統計の整備の必要性が指摘されている。

イ 取組の方向性

こうした状況を踏まえ、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて検討する。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。